

令和7年度から

児童館・児童クラブ が変わります

説明動画の視聴は
[こちらから](#)



児童館・児童クラブは開始から30年以上が経ち、子どもたち・保護者から求められるニーズは変化し、多様化しています。そこで、より一層子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の居場所を目指して、令和7年度から下記の運用を始めます。

1 連絡アプリを導入

いつでも連絡可能、手続きが手軽に簡単に！

入・退館の時間をお知らせ

緊急(災害等)時の一斉連絡で安心

予定表の登録、変更連絡がスマホで楽々

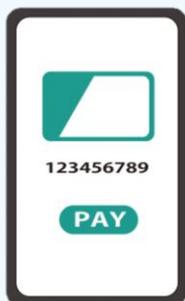
いつでも
つながる



2 延長チケットを廃止

導入する連絡アプリの入・退時間を利用することで1か月分の延長利用料金を集計し、月締めで請求します(1か月分まとめて後払い)

※支払方法は、電子マネー、クレジットカード、コンビニ払い等の多様な支払い方法を予定しています



使いきれなかった延長チケットの
取り扱いは改めてお知らせします

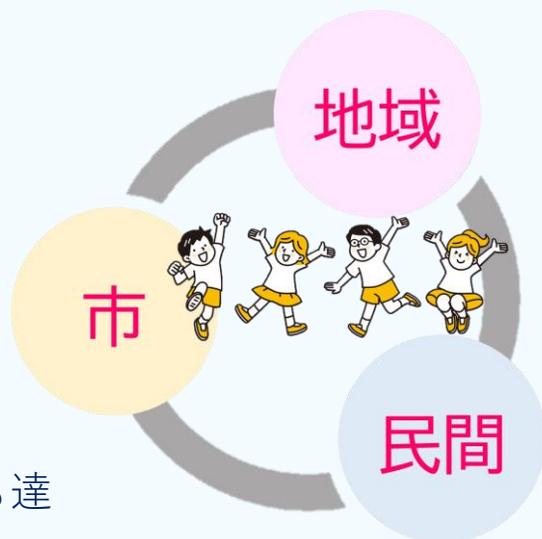
3 延長利用が出来る地域の拡充

地域の状況等により延長利用が出来なかった地域について、下記のとおり延長利用が出来るように変更します。



4 手法

- ①運用を効率的・効果的に取り組むため全地域の児童館・児童クラブの運営をまとめて民間事業者へ業務委託します。
- ②民間事業者のノウハウ（マニュアル・サポート体制・研修体制等）を活用することで、児童館・児童クラブの質の向上が期待できます。
- ③地域と民間事業者と市が連携し、子ども達をより安全・安心な環境で見守ります。



※業務委託後も市が責任をもって児童館・児童クラブを管理します。
また、児童館・児童クラブに勤務している児童厚生員の皆さんには引続き勤務していただく予定です。

5 スケジュール

令和6年度 受託業者選定
令和7年度 新体制の運用開始

受託業者が決定する秋ごろに改めてお知らせします

問い合わせ先

子ども・子育て課 青少年育成係 0258-39-2393

問い合わせ <https://logoform.jp/f/WI0qE>

※上記URLまたはQRコードからお問い合わせください

